

NEWSWAVE

発行
株式会社 常陽経営コンサルタンツ

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

甘言？ネット副業にご用心 国民生活センター、注意促す

国民生活センターが、ネット副業への相談が急増しているため、利用者に注意を促している。最近特に相談が多かったのが、アフィリエイトやドロップシッピングといった商法。ちょうど不況やリストラが家計を直撃した時期に重なり、少しでも収入増を図ろうと、業者の謳い文句に惹かれてネット副業に手を染めた人が「話が違うぞ！」と駆け込んでいるようだ。

アフィリエイトなどへの苦情は、3～4年前までは年間 200 件にも満たなかったのが 08 年 379 件、09 年 400 件（11 月時点）と急増した。相談者の約 9 割が 20～40 代と若いのが特徴で、業者と契約に当たって 100 万円以上支払った人が 2 割近くいるという。静岡県の人 2 人の女性は損害賠償請求の訴訟を起こした。勝訴しても相

手業者が行方不明で泣き寝入りするケースもある。

悪質な業者のセールス口調は「誰でも簡単にできる」「利益は月 30 万円以上」「わずか 30 分の作業で一定収入が確保できる」など、甘言でくすぐる。それが虚偽なら特定商取引法違反の可能性もある。さらに契約料として高額なウェブサイト作成費、教材費、サポート料金等を取ると、内職商法の一つと見なされる。

同センターは「うまい話に乗らないこと、納得するまで説明を受けること」と忠告する。ネットの向こう側は、あくまで人間が介在するアナログの世界であるものの、そこにウェブ（蜘蛛の巣）がないとは限らないからご用心。

家事消費した棚卸資産の消費税 販売価額の 50%相当額が課税売上

棚卸資産を家事消費した場合、所得税基本通達の取扱いによると、通常の商品価格の 70%相当額（仕入価額以上）を記帳の上、同額を事業所得の計算上総収入金額に算入し、所得税の確定申告をしなければならないこととされている。

ここで、消費税の取扱いに注意しなければならない。多くの人々が、消費税においても所得税と同様に、その 70%相当額を課税売上としなければならないと考えているようだが、それは誤解である。

消費税法基本通達 39-2《自家消費等における対価》においては、棚卸資産を家事消費した場合、通常の商品価格の 50%相当額かつ仕入価額以上の金額を課税売上として消費税の確定申告をすることを認めている。

そして、この取扱いは、家事消費として記帳した金額及び家事消費の事業所得の収入計上額になんら影響されることなく適用されるものと定められている。

したがって、棚卸資産を自家消費した場合は、所得税において、通常の商品価格の 70%相当額（仕入価額以上）を事業所得の計算上総収入金額に算入する。そして消費税において、通常の商品価格の 50%相当額かつ仕入価額以上の金額を課税売上とし、それぞれを確定申告することができるのである。

所得税は 70%相当額だから、消費税も同様と一見考えがちだが、20%多く課税売上としているケースが多いとのこと。留意したい。